

- 2 変更に係る熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所
熊本県企画振興部土地資源対策課土地利用対策班（県庁本館6階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県告示第366号

低入札価格調査事務処理要領を次のように定める。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮谷 義子

低入札価格調査事務処理要領

1 目的

この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10及び施行令第167条の13の規定により、県が行う一般競争入札又は指名競争入札において、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると思われるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると思われるときに、その是非を判断する調査手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 対象業務

この要領の対象となる業務は、「熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱」（平成14年熊本県告示第516号）による情報処理業務の次の業務とする。

- (1) 情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理等
- (2) 情報通信ネットワークに関する企画、設計、開発、維持管理等
- (3) 情報関連機器類の維持管理
- (4) 情報関連機器類の操作研修
- (5) 電子計算機用データ入力
- (6) ホームページ制作・維持管理

3 調査の対象とする基準

調査の対象とする基準は、2の業務に係る最低価格者の入札金額が、予定価格に105分の100を乗じて得た額の10分の3の額（円未満切り上げ。以下「基準価格」という。）に満たない金額である場合とする。

4 入札参加者への周知

入札通知（公告）において、最低制限価格は無と記載するとともに、入札説明書において次のことを記載すること。

- (1) 施行令の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けていること。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

5 調査手続の開始

入札の結果、3に掲げる入札が行われた場合には、入札執行責任者は、開札の結果を発表するとともに、入札者に対して、入札の結果を留保する旨宣言し、施行令第167条の10第1項の規定に基づき落札者の決定をするための調査を行い、結果は後日連絡する旨を告げて入札を終了する。

6 契約審査委員会の設置

- (1) 契約担当者は、5により調査の必要が生じた場合には、契約審査委員会を設置するものとする。
- (2) 契約審査委員会は、事業担当部局長、事業担当部局次長、事業担当課（総室、室を含む。以下同じ。）長、契約担当課長、情報企画監をもって組織するものとし、会長は、事業担当部局長をもって充てる。
- (3) 契約審査委員会の事務は、当該事業の契約担当課が行うものとする。
- (4) 出先機関においては、(2)、(3)に準じて組織するものとする。

7 調査及び検討

(1) 契約担当課及び事業担当課は、基準価格に満たない価格で入札を行った者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると思われるか否か又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当か否かについて、次の内容により入札者からの事情聴取等の調査及び検討を行うものとする。

- ア その価格の積算根拠
- イ 人員の配置、作業計画
- ウ 同種の契約実績又は開発状況
- エ その他必要な事項

(2) 契約審査委員会への報告

契約担当課又は事業担当課は、(1)により調査及び検討を行った結果を書面で作成し、契約審査委員会に報告し、意見を求めなければならない。

8 契約審査委員会の審査

契約審査委員会は、7の(2)により意見を求められたときは、審査を行うものとする。

- 審査結果は、委員の過半数の意見により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。
- 9 契約審査委員会の審査結果に基づく落札者の決定等
- (1) 審査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認める場合で、かつ、公正な取引の秩序を乱すおそれがないと認める場合の措置
契約担当者は、様式1により直ちに最低価格入札者に落札者と決定した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して様式2によりその旨を通知するものとする。
- (2) 審査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認める場合又は公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認める場合の措置
ア 契約担当者は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が、基準価格に満たない入札者であった場合には、7以降と同様の手続による。
イ 契約担当者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては、様式3により落札者とししない旨の通知を、次順位者に対しては様式1により落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては様式2により次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。
- 10 調査対象となった入札結果の公表
9により落札者の決定を行ったときは、業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領（平成14年熊本県告示第806号）に基づき公表するものとする。
なお、最低価格者を契約の相手方としなかった場合は、開札調書の当該者の欄に、「低入札価格調査により失格」と表示するものとし、契約の相手方としなかった理由書を添付するものとする。
- 附 則
この要領は、告示の日から施行する。